



In the Spotlight

IFRS 第 17 号－監査委員会のためのガイド

2022 年 6 月 10 日

本ガイドの目的

保険者は、国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号を、2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度からの適用が要求されています。

本ガイドは、監査委員会が、IFRS 第 17 号の効果的な適用に関する責任を果たすことを支援するために作成されました。監査委員会のメンバーが、IFRS 第 17 号の適用に必要なとされる主要な判断に関連する経営者の評価 (assessment) を検証 (evaluate) し、異議を唱える際に役立てることが意図されています。

本ガイドは主に、保険会社または重要な保険業務を行っている企業グループの監査委員会のメンバーを対象としています。IFRS 第 17 号の適用は、こうした企業の財務諸表に広く影響を及ぼすと見込まれます。しかし、IFRS 第 17 号は、保険契約および IFRS 第 17 号の範囲に含まれるその他の契約を発行するすべての企業に適用されます。本ガイドは、GPPC (Global Public Policy Committee) が作成した IFRS 第 17 号の関連文書 ([Viewpoint](#) で入手可能) と併用することができます。このガイドは、主要な判断や会計方針の選択について、より包括的な要約を提供しています。

保険者は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用する際に、保険契約から生じる負債を賄うために保有する金融資産の会計処理の変更を行う可能性があります。このような変更は、多くの保険者の財務諸表に重大な変更をもたらします。なお、Viewpoint で包括的なリソースが入手可能であることから、本ガイドは IFRS 第 9 号を考慮していません。

1. IFRS第17号の内容

2017年に公表されたIFRS第17号は、保険契約に関する新しい会計上の要求事項を規定しています。IFRS第17号は、保険契約の測定について市場整合的なアプローチを要求しており、保険者が契約の存続期間にわたり発生すると見込んでいる予想キャッシュ・フローを確率加重した期待現在価値、リスク調整、および契約からの未稼得利益を表す構成要素の合計から構成されます。このアプローチは、貸借対照表において保険契約を現在価値で測定すること（保険契約に含まれる金利保証や金融オプションの現在価値を反映させることを含む）を意味します。

IFRS第17号は広範な影響を及ぼす

IFRS第17号は、財務諸表の作成者、ガバナンス責任者（監査委員会など）、投資家、規制当局および監査人を含む（がこれらに限定しない）多くの利害関係者に広範な影響を及ぼします。

IFRS第17号は広範な見積りの使用を要求する

IFRS第17号は、企業に対し、契約の履行に従って発生するキャッシュ・フローの見積りおよび非金融リスクに係るリスク調整の見積りを用いて、保険契約を測定することを要求しています。その測定には、貨幣の時間価値および金融リスクを決定するための重大な見積りが含まれる場合もあります。

IFRS第17号は、判断の適用および将来に関する仮定の使用を要求している

これらの見積りの決定は、企業に対し、重大な判断の適用および仮定の使用を要求しています。このような判断および仮定は、財務諸表で認識される金額に重大な影響を及ぼす可能性があります。企業は、IFRS第17号の適用の際に行った重大な判断（特に使用したインプット、仮定および見積り技法）および判断の変更に関する開示が要求されます。

IFRS第17号は会計方針の選択を認めている

いくつかの場合に、IFRS第17号は、企業に会計方針の選択を認めています。その例としては、例えば、金融保証契約のような一定の取引に適用される要求事項、IFRS第17号の要求事項内で適用される会計処理（例えば、保険金融収益および費用の取扱い、および割引率の変動を当期における純損益ではなくその他の包括利益に計上するかどうか）が挙げられます。選択した会計方針は、多くの場合において、IFRS第4号を適用する既存の会計処理を反映する形でなされるものと見込まれます。しかし、企業は、選択肢がある場合には、どの会計方針を適用すべきかを検討する必要があります。

IFRS第17号はグループ全体で統一された会計方針を要求している

最後に、IFRS第17号によって導入される根本的な変更は、企業に対し、連結グループ全体を通じて首尾一貫した会計方針の適用を要求していることです。多くの地域で事業を行う企業は、保険契約のすべてについて、統一した会計方針を適用する必要があります。

2. IFRS第17号適用の影響

IFRS第17号が財務諸表に与える影響は発行した保険商品によって異なる

IFRS第17号が財務諸表に与える影響は、過去にIFRS第4号に基づいて適用していた会計方針と比較して、IFRS第17号の適用における会計方針がどのように異なるかに依存します。同一の保険商品でも既存の会計方針にはかなりのばらつきがあり、また、企業は多様な保険商品を発行しているため、IFRS第17号が企業の財務諸表に与える影響は同じ法域でも企業ごとに異なります。

これらの影響は、企業が発行する保険商品、ならびにIFRS第17号の要求事項が保険契約について企業が現在適用している会計方針とどの程度異なっているかに依存します。さらに、IFRS第17号は、多くの会計方針の選択を認めており、IFRS第17号の適用による影響は、企業が行った選択によります。

一部の保険商品、特に多くの損害保険契約については比較的变化が少ないと見込まれます。しかし、企業は、IFRS第17号における会計モデルの適格要件を注意深く検討し、生じる違いについて理解する必要があります。他の商品についてはより大きな違いが生じます。

IFRS第17号で規定されている測定モデル

IFRS第17号は、企業が財政状態計算書において保険契約をどのように測定すべきか、また、企業が財務業績計算書において保険契約の測定の変動をどのように報告すべきかを規定しています。さらに、IFRS第17号は、保有する再保険契約および発行した裁量権付有配当投資契約にも適用されます。

発行した保険契約について、IFRS第17号には以下の3つの測定モデルが定められています。

- **一般的な測定モデル:**このモデルは、保険契約グループを、確率加重した期待値(履行キャッシュ・フロー)、リスク調整、および契約に残存する未稼得利益(契約上のサービス・マージン)に基づいて測定することを要求している。
- **保険料配分アプローチ:**このモデルは、受け取った保険料を参照して残存カバーに係る負債を測定することにより、保険契約グループの1つの構成要素の測定を単純化している。発生保険金に係る負債は、一般的な測定モデルと同じ基礎で測定される。より単純な保険契約に保険料配分アプローチを適用する場合、かなり少ないコストで、一般的な測定モデルを適用する場合と同様の結果となることが期待される。
- **変動手数料アプローチ:**主に投資管理契約からなる契約の測定アプローチである。このアプローチは、保険契約グループを一般的な測定モデルと同様の方法で測定することを要求している。しかし、未稼得利益は、保険契約の基礎となる資産に係る投資リターンを通じて企業が稼得した手数料を反映するように調整される。

保有する再保険契約には、一般的な測定モデルおよび保険料配分アプローチを修正したものが適用されます。

IFRS第17号の測定モデルの適用は、財務諸表利用者に対し、契約を履行するために企業が見込んでいるキャッシュ・フローに関する企業の仮定、およびその結果として生じる契約に残存する未稼得利益に及ぼす影響に関する最新の情報を提供します。当初認識時またはその後の測定において保険契約が不利である場合、その影響は当期の純損益に計上されます。

業績に関する情報

IFRS第17号は、企業に保険契約収益、保険サービス費用ならびに保険金融収益および費用を認識することを要求しています。

- **保険契約収益**は、契約に基づいて提供されるサービスと交換に、企業が権利を得ると見込んでいる対価を表しており、現在認識している保険料収入とは異なる可能性が高い。それは、当期に純損益で認識した契約上のサービスマージンの金額および当期に発生した保険費用の金額をカバーする対価を表す。投資要素を有する多くの保険契約には、預り金要素(すなわち、保険契約者が払い込んだ金額であり、たとえ保険事故が発生しない場合でも保険者から払い戻される金額)が含まれる。預り金要素は純損益から除外される(すなわち、預り金の回収は収益ではなく、また、その預り金の払戻しは費用ではない)。
- **保険サービス費用**は、発生保険金を含む当期のサービス提供で発生した費用を反映しており、預り金要素の払戻しを除かれる。
- **保険金融収益および費用**は、通常、保険契約者が保険料を事前に支払い、その後においてのみ給付を受け取るということを反映しており、そのような給付に関連する時の経過と金融リスクを表す。変動手数料アプローチでは、基礎となる投資資産の変動の影響を表す。
- 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についての、将来のサービスに関連する仮定の変更は、当初認識時に決定された割引率を用いて、未稼得利益で調整される。

3. 主要な判断

本セクションでは、IFRS第17号を適用する際に要求される主要な判断について説明します。監査委員会は、主要な判断のうちどれが企業にとって最も重要であり、財務諸表に最も重大な影響を与えるかを理解する必要があります。

IFRS第17号の要求事項	主要な判断	コメント
<p>契約がIFRS第17号の範囲に含まれるかどうか</p> <p>IFRS第17号は、(特定の適用範囲の例外の対象ではない)すべての保険契約に適用されます。</p> <p>保険契約は、不確実な将来事象が保険契約者に不利な影響を与えた場合、保険契約者に対して補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約と定義されています。この評価を行うにあたり、法律または規制により生じる権利および義務を含むすべての実質的な権利および義務が契約ごとに検討されます。</p>	<p>契約が保険リスクを移転するかどうか(すなわち、企業が現在価値に基づく損失の可能性を有する経済的実質を有するシナリオが存在する場合)、および、引き受けた保険リスクが重大かどうかを評価するために判断が要求される可能性があります。保険リスクの重大性は、契約ごとに評価されます。</p>	<p>この該当する会計基準の決定は、財務諸表で報告される情報に根本的な影響を与える可能性があります。</p> <p>多くの保険者にとって、取引が保険契約であるかどうかを決定するために、ほとんど判断は必要としません。さらに、いくつかのタイプの契約(例えば、IFRS第15号または保険料配分アプローチのいずれかを適用して会計処理する顧客との契約)については、会計上の差異は開示に限定される可能性があります。</p> <p>しかし、これらの判断は、銀行が発行するものと類似する保証または商品を発行している保険者にとっては、より重大な影響が生じ、適用はより困難となる可能性があります。特に、一部の状況においては、保険リスクと信用リスクの区別が難しくなる可能性があります。</p>
<p>会計処理単位の識別</p> <p>IFRS第17号における会計処理の単位は、保険契約グループです。IFRS第17号の適用に際して、経営者は、保険契約の構成要素を分離する必要があるかどうか、契約を結合する必要があるかどうか、そして集約レベルを識別する必要があります。</p>		
<p>契約の識別方法:分離と結合</p> <p>IFRS第17号は、保険以外の構成要素の一部を保険契約から分離し、それらの構成要素に別のIFRS基準を適用して会計処理することを企業に要求しています。</p> <p>IFRS第17号は、複数の保険カバーを分離しませんが、保険契約の法的形態が実態を反映しておらず、分離が必要になる状況が存在する可能性があります。</p> <p>また、同一の相手方(または、関連している相手方)との一組のま</p>	<p>保険契約を結合すべきか、または別個の構成要素に分離すべきかを評価する際には、判断が必要となる可能性があります。</p>	<p>IFRS第17号は、構成要素について最小限の分離を要求しています。一般的に、IFRS第17号の会計基準は、法律上の契約と同じになる会計上の契約に適用され、分離すべき構成要素は明確に識別できる可能性が高いです。</p> <p>同様に、契約を結合するための要求事項は、限られた状況において適用が見込まれます。</p>

たは一連の保険契約が、1つの全体的な商業的効果を達成するように設計されているため、一組のまたは一連の保険契約を結合して、単一の契約として測定すべき場合の要求事項をIFRS第17号は規定しています。

集約レベル

集約レベルは、保険契約の測定の重要な側面です。なぜなら、集約レベルが、測定および報告目的のために個々の契約がどのようにグループに分けられるかを決定するからです。契約は、リスクやその管理方法、予想される収益性および発行日に基づいてグループに配分しなければなりません。

当初認識時に、企業は、保険契約ポートフォリオを識別しなければなりません。保険契約ポートフォリオは、類似したリスクに晒され、一括して管理されている保険契約と定義されます。一般に、異なる商品ラインに属する契約は、類似したリスクを有していないと見込まれます。

ポートフォリオは、さらに、当初認識時に次の保険契約グループに分割しなければなりません。

- 不利である契約のグループ (もしあれば)
- 収益性があり、その後不利となる可能性が大きい契約のグループ (もしあれば)
- 残りの契約のグループ (もしあれば)

企業は、グループをさらに細分化することが認められていますが、1つのグループには発行の時点が1年超離れていない契約のみを含めることができます (企業がEUカーブアウト規則を適用する場合を除く)。

以下を決定する際に判断が必要となる可能性があります。

- 契約に類似したリスクがあり、一括して管理されているかどうか
- 契約が不利であると見込まれるかどうか、不利となる著しい可能性がないかどうか等、当初認識時における契約の収益性の見通し
- グループをさらに細分化するかどうか

集約レベルの判定は、不利な契約について損失が計上される範囲に影響を与えます。不利になった契約が収益性の高い契約グループに含まれている場合、損失は他の契約の未稼得利益と相殺されるため、ただちに損益計算書に認識されません。このように集約レベルは、保険契約に関する情報の透明性についての主要な判断になります。

適用すべき会計モデルの決定

IFRS第17号は、特定の要件が満たされた場合に変動手数料アプローチ(Variable Fee Approach、VFA)を適用することを企業に要求しており、また、特定の要件が満たされた場合に保険料配分アプローチ(Premium Allocation Approach、PAA)を適用することを認めています。

PAAの適格性

開始時に以下の場合に、グループはPAAの適用要件を満たします。

- 企業の各契約のカバー期間(すなわち、企業が保険契約サービスを提供する期間)が1年以内である。
- PAAを用いたグループの残存カバーに係る負債の測定が、一般的な測定モデル(General Measurement Model、GMM)またはVFAを適用した場合の測定と重要性のある差異がないと企業が合理的に予想している。

PAAに基づく残存カバーに係る負債が、GMMまたはVFAに基づき決定される残存カバーに係る負債との間に重要性のある差異が認められるかどうかを検討することにより、保険契約がPAAに適格かどうかを決定する場合に、判断が必要となる可能性があります。

PAAは、適切な契約に適用することを条件として、GMMの合理的な代用としての測定となるアプローチになるように設計されたGMMIに対する例外アプローチです。PAAを他の契約に適用することは、本来であれば報告されるはずの状況の変化に関する情報が失われる可能性があります。

例えば、将来キャッシュ・フローの見積りに変更がある場合、これはGMMを適用した測定には反映されますが、PAAの測定には反映されません。場合によっては、これらの見積りの変更により不利な契約が認識される可能性があります。PAAにおいて、企業は、不利な契約を識別しない可能性があります。なぜなら、事実および状況が、契約が不利であることを示す場合にのみ評価する必要があるからです。

PAAを適用する意図を有する保険契約のカバー期間が12か月を超える契約を発行する保険者は、適格性に関する判断を慎重に検討する必要があります。

VFAの適格性

直接連動有配当保険契約は、VFAを適用することにより会計処理されます。

直接連動有配当保険契約は、開始時に、以下のすべての要件を満たす保険契約と定義されます。

- 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている。
- 企業が保険契約者に対して基礎となる項目に対する公正価値リターンに相当な持分に等しい金額を支払うと予想している。
- 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎

直接連動有配当保険契約の要件を満たしているかどうかに基づいて、保険契約がVFAモデルの適用に適格かどうかを判定する際、判断が必要となる可能性があります。特に、要件BおよびCにおける「相当」の解釈には、重大な判断を伴う可能性があります。

VFAは、保険者が基礎となる項目から稼得することを見込んでいる金額を、サービスの変動手数料の一部として取り扱う会計アプローチです。VFAの適格要件は、実質的に投資管理サービス契約である契約にのみVFAアプローチを適用することを確保するよう設計されています。投資管理サービス契約以外の契約にVFAを適用することは、保険契約負債と企業が当該負債を返還するために保有する資産との間の差額の変動についての透明性を失うこととなります。

企業は、特に、VFAが重大な保証を約束する契約、または企業が保険契約者へのリターンの基礎について重大な裁量を有する可能性

<p>となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している。</p>		<p>のある契約を発行する場合に、VFAの適格性を決定するために判断が必要になることに留意すべきです。</p>
<p>保険獲得キャッシュ・フローの取扱い</p> <p>適用する会計モデルにかかわらず、企業は、保険獲得キャッシュ・フローの会計処理を検討する必要があります。</p> <p>企業が保険獲得キャッシュ・フローを費用として認識することを選択する場合を除き、企業は、保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローを当該グループに、および当該グループの中の保険契約の更新から生じると見込まれる保険契約を含むグループに配分します。配分は規則的かつ合理的な方法に従わなければならない、使用する配分方法へのインプットを決定する仮定の変更を反映するために、各報告期間の末日に修正しなければなりません。</p> <p>各保険契約グループに関連する保険獲得キャッシュ・フローに係る資産は、各報告日に認識し、減損の評価を行わなければなりません。</p>	<p>保険獲得キャッシュ・フローが、契約グループおよびグループの中の保険契約の更新から生じると見込まれる保険契約に対して、直接起因するかどうかを決定する際には、判断が必要となる可能性があります。</p> <p>また、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産が減損しているか否か、または減損が戻入れされたか否かを決定する際にも判断が必要となります。</p> <p>保険獲得キャッシュ・フローの減損テストは、次の2つのステップで行うことが要求されています。最初のステップは、契約グループに適用され、保険契約グループに関連する保険契約獲得キャッシュ・フローに係る資産のすべてが、当該グループの期待正味キャッシュ・インフローの総額から回収可能であるかどうかを検討します。2番目のステップは、予想される更新契約に配分された保険契約獲得キャッシュ・フローに適用されます。</p>	<p>資産が減損しているかどうかを含め、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の決定は、当該契約グループについて各期に認識される純損益に影響を与えます。</p> <p>この決定は、契約を更新することを期待して、新規顧客の獲得に相当の獲得費用を支払う保険者にとって、特に判断を要します。</p>
<p>GMMの適用</p> <p>GMMにおいて、企業は、リスク調整後の確率加重割引キャッシュ・フローモデルを用いて保険契約を測定します。この測定には、数理的に決定される割引将来キャッシュ・フロー（履行キャッシュ・フローと呼ばれる）のリスク調整後の見積り、および契約上のサービス・マージン(CSM)が含まれます。IFRS第17号は詳細な要求事項に従い、履行キャッシュ・フローの変動が純損益、その他の包括利益またはCSMのいずれに認識されるかを規定しています。</p>		
<p>将来キャッシュ・フローの見積り</p> <p>IFRS第17号は、保険契約の測定に、契約の境界線内のキャッシュ・フローを含めるよう定めています。キャッシュ・フローの評価は、各報告期間の末日に更新されます。</p>	<p>契約の境界線(すなわち、会計処理の目的上、どのキャッシュ・フローが既存契約に関連し、どのキャッシュ・フローが将来の契約に関連するの)かを評価するために判断が必要になる可能性があります。また、どの費用が保険契約の測定に含まれるかを含め、キャッシュ・フローの適切性と網羅性を評価するために判断が必要になる可能性があります。</p>	<p>契約の境界線を含む保険契約の測定に含まれるキャッシュ・フローの判定は、保険契約負債の測定および各会計期間において認識される利益の決定において基礎となるインプットです。</p> <p>契約の境界線の判定は、保証された保険に関連する規制上の要求事項に準拠する契約を発行する損害保険会社および医療保険会社ならびに再保険者にとって、判断を伴う可能性が高くなります。</p>

<p>割引率</p> <p>期待キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値および金融リスクを反映した率で割引かれます。使用される割引率は、保険契約のキャッシュ・フローと類似の特徴を有する商品における観察可能な市場価格と整合していなければなりません。言い換えれば、そのような割引率は割引かれるキャッシュ・フローの特徴のみを反映していなければなりません。</p> <p>特に、使用される割引率は、多くの場合において保険契約者が解約できない、または解約違約金の支払いを条件として解約できることを反映した、保険契約の流動性の特徴を反映しなければなりません。リスク・フリーのイールド・カーブは、通常、流動性の高い負債性金融商品やスワップのイールド・カーブを反映します。</p> <p>IFRS第17号は、割引率を決定するための2つのアプローチを定めています。すなわち、参照資産ポートフォリオに基づく「トップダウン」アプローチと、リスク・フリーのイールド・カーブに基づく「ボトムアップ」アプローチです。</p>	<p>使用した割引率、特に観察可能な最終点を超過して予想されるキャッシュ・フローの割引率には、判断が必要となる可能性があります。また、リスク・フリーのイールド・カーブに適用する流動性の調整の決定、または、適切な参照ポートフォリオの特定、および参照資産にのみ関連する要素を除去するための適切な調整を行う際にも、判断が必要となります。</p>	<p>保険契約を割引くために用いられる割引率の決定は、契約の測定、保険金融収益および費用、ならびに各期に認識される保険契約サービスから生じる利益の金額に広く影響を及ぼします。</p> <p>割引率の決定に関連する判断は、短期のデューレーションが短い損害保険のみを発行する保険者以外のすべての保険者にとって、重大になります。</p>
<p>非金融リスクに係るリスク調整</p> <p>IFRS第17号は、企業に対して非金融リスクに係る明示的なリスク調整を適用することを要求しています。IFRS第17号はリスク調整を決定する方法を規定していません。しかし、非金融リスクに係るリスク調整が示す特徴について記述しています。</p>	<p>IFRS第17号は、企業が非金融リスクに係るリスク調整のための適切な見積技法を決定する際に判断を適用しなければならないと述べています。企業は、利用者が企業の業績を他社の業績と比較して評価できるような簡潔で有益な情報を含む開示を提供するかどうかを検討しなければなりません。</p>	<p>各期の末日時点の非金融リスクに係るリスク調整の決定は、当期の未稼得利益および各期に認識した純損益の金額に影響を与えます。</p> <p>リスク調整の決定に用いるアプローチは、リスク調整が、企業の負担するリスクおよびそのリスクの変化をどの程度忠実に表現するかに影響を与えます。</p>

CSMの決定方法

CSMの導入は、IFRS第17号によって導入された最も重大な変更の1つです。CSMは、契約グループの未稼得利益を表します。CSMの当初測定は、キャッシュ・フローの見積り、割引率、非金融リスクに係るリスク調整(上述)によって異なります。

CSMの事後測定

GMMIにおいて、保険者は、将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更および将来のサービスに関連する非金融リスクに係るリスク調整の変動について、CSMを調整します。

提供されるサービス、サービスの提供期間、およびサービスの引渡しの予想パターンを決定するために、判断が要求されます。

提供されるサービスの決定およびサービスの引渡しのパターンは、各期において保険者が認識する利益に影響を与えます。

これらの決定は、長期契約または複数のサービス(例えば、保険カバーや投資関連サービス、または複数の保険サービス)を提供する契約において、特に判断を要します。

CSMの純損益への配分

保険契約グループに対するCSMの金額は、保険契約グループの下で提供される保険契約サービスを反映させるために、各期の純損益に計上されます。保険契約サービスは、保険カバー、投資関連サービスまたは投資リターン・サービスと定義されます。IFRS第17号は、「カバー単位の仕組み」を用いて、どのようにその金額を決定するかについて述べています。

4. IFRS第17号への移行

IFRS第17号には、高いレベルの選択肢を有する複雑な移行の要求事項があります。移行の影響は、生命保険会社にとって、適用後長期間にわたって続くこととなります。例えば、企業が完全遡及アプローチを適用することが実務上不可能であり、公正価値アプローチか修正遡及アプローチのいずれかを適用することを選択した場合、選択したモデルによって、将来の利益に影響を与えることとなります。

遡及適用

IFRS第17号は、実務上不可能である場合を除き、IFRS第17号を遡及適用することを企業に要求しています。IFRS第17号を遡及適用するにあたり、企業は、IFRS第17号を常に適用していたかのように、各保険契約グループおよび保険獲得キャッシュ・フローに係る各資産を識別、認識、測定し、かつ、IFRS第17号がずっと適用されていたならば存在しないであろう既存の残高の認識の中止を行います。

多くの企業にとって、一部の契約グループ(特に何年も前に引き受けた長期契約)について遡及適用することは実務上不可能です。これは、必要となる過去のデータが過去の期間に収集されておらず、またその情報の再作成が不可能な場合に、該当する可能性があります。さらに、IFRS第17号を遡及適用するために必要とされる見積りの多くは、過去の期間に認識、測定、開示される金額の見積りにあたって、経営者の意図が過去の期間にどのようなものであったかについて、事後的判断を使用せずに仮定を作成することは不可能です。

企業は、測定モデルの各構成要素について、各契約グループのためにどの過去データが入手可能であるかを検討する必要があります。また企業が、事後的判断を使用せずに遡及適用の計算を行うことができる範囲を評価する際には、判断を適用する必要があります。

修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチは、企業のIFRS第17号の遡及適用を妨げているいくつかの課題に対処することにより、遡及適用に近似するように修正が許容されたアプローチです。修正には以下の内容が含まれています。

- 本来であれば開始日または当初認識日に行われる評価を移行日に決定できる。
- 移行時のCSMまたは損失要素を決定する際に利用可能な単純化（保険契約が直接連動有配当かそうではないかによって異なる）。
- その他の包括利益に含まれる保険金融収益または費用の累積額を決定する際に利用可能な修正（この場合、企業は、純損益に含まれる金額とその他の包括利益に含まれる金額との間で保険金融収益または費用の分解を選択する）。

国際会計基準審議会（IASB）の修正遡及アプローチの目的は、保険者が過大なコストや労力をかけずに合理的で裏付け可能な情報を用いて、遡及適用に近い値を達成するアプローチを示すことでした。したがって、修正遡及アプローチでは、保険者は、IFRS第17号を完全に遡及して適用するために用いられるであろう情報を最大限活用することが要求されており、特定の領域で遡及適用が実務上不可能な場合にのみ、それぞれ定められた修正を用います。特定の領域における遡及適用が実務上不可能な場合であるかを決定するためには、判断が要求されます。

公正価値アプローチ

公正価値アプローチは、移行日における保険契約の公正価値からIFRS第17号の履行キャッシュ・フローを控除することで、移行時のCSMを決定する方法です。公正価値アプローチは、保険者が他のアプローチを適用するために必要なキャッシュ・フロー情報を有していない場合にのみ利用可能な唯一のアプローチです。IFRSは、長年にわたり、企業結合またはポートフォリオの移転において保険契約の公正価値を決定することを保険者に要求していますが、保険契約グループの公正価値を決定する際に保険業界の中でばらつきが生じる可能性があります。これは、多くの保険契約について観察可能な情報が不足しており、公正価値を直接測定するために利用できる市場取引データがかなり限られているためです。多くの企業は、可能な場合、例えば、欧州のソルベンシーIIなどの法規制上の要求事項、エンベデッド・バリュー・アプローチ、配当割引モデル、過去の取得情報、販売または価格設定情報をどのように利用するかを検討しています。そのような既存の情報が利用できる範囲を評価し、公正価値を決定する場合に、判断を適用する必要があります。

5. 投資家とのコミュニケーション

IFRS第17号の適用には、多くの重大な判断が伴います。これらの重大な判断に関連する開示は、投資家はその判断およびその影響を理解できるように、透明性を有していなければなりません。CSMの増減の調整やリスク調整などについての開示は、これらの判断に対してより高い透明性を与えます。投資家はこのような新しい情報になじみがなく、どのように解釈するのかわからない可能性があります。したがって、保険者は、財務諸表利用者がIFRS第17号およびIFRS第9号の適用による新たな状況の理解を助けるために、主要なメッセージを明確に伝えることが重要です。開示の例に関する詳しいガイダンスについては、[Viewpointの「IFRS第17号の財務諸表のひな型」](#)（和訳は[こちら](#)）をご参照ください。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.